

# 秋田県公報

目 次 ページ

○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（秋田市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する特別措置に関する条例）	28
○義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する条例（秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例）	28
○学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例）	28
○秋田県教育課（秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例）	28
○秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例（秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例）	29
○秋田県生涯学習課（秋田県生涯学習課の設置に関する条例）	29
○秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例（秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例）	30
○秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例）	31
○秋田県警務課（秋田県警務課の設置に関する条例）	31
○市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（秋田市町村課）	8
○秋田県公債費管理特別会計条例（秋田市町村課）	9
○秋田県標準事務関係手数料徴収条例（秋田市町村課）	11
○秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例）	15
○秋田県標準事務関係手数料徴収条例（秋田県標準事務関係手数料徴収条例）	16
○秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県介護保険法関係手数料徴収条例）	16
○秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例を廃止する条例（秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例を廃止する条例）	16
○秋田県子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例（秋田県子ども・子育て支援条例）	16
○秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県標準事務関係手数料徴収条例）	16
○秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計条例（秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計条例）	16
○秋田県自然公園施設条例の一部を改正する条例（秋田県自然公園施設条例）	17
○秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県道路占用料徴収条例）	17
○秋田県空港管理条例の一部を改正する条例（秋田県空港管理条例）	19
○秋田県土地開発基金条例の一部を改正する条例（秋田県土地開発基金条例）	23
○秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県行政財産使用料徴収条例）	24

○市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（秋田市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する特別措置に関する条例）

○義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する条例（秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例）

○学校職員の定数に関する条例（秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例）

○秋田県教育課（秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例）

○秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例（秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例）

○秋田県生涯学習課（秋田県生涯学習課の設置に関する条例）

○秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例（秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例）

○秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例）

○市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（秋田市町村課）

○秋田県公債費管理特別会計条例（秋田市町村課）

○秋田県標準事務関係手数料徴収条例（秋田市町村課）

○秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県介護保険法関係手数料徴収条例）

○秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例を廃止する条例（秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例）

○秋田県子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例（秋田県子ども・子育て支援条例）

○秋田県標準事務関係手数料徴収条例（秋田県標準事務関係手数料徴収条例）

○秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計条例（秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計条例）

○秋田県自然公園施設条例の一部を改正する条例（秋田県自然公園施設条例）

○秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県道路占用料徴収条例）

○秋田県空港管理条例の一部を改正する条例（秋田県空港管理条例）

○秋田県土地開発基金条例の一部を改正する条例（秋田県土地開発基金条例）

○秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県行政財産使用料徴収条例）

○秋田県会計管財課（秋田県会計管財課）

この号で公表された  
条例のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一〇号）

1 医療職給料表(一)の適用を受ける職員に係る初任給調整手当の月額の支給限度額を四一〇、九〇〇円（現行三〇六、九〇〇円）に引き上げることとした。（第九条の二関係）

2 義務教育等教員特別手当の月額の支給限度額を一五、九〇〇円（現行二〇、二〇〇円）に引き下げるとした。（第三十三条の三の四関係）

3 その他所要の規定の整備を行つこととした。

4 施行期日

この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。  
ただし、3は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県公債費管理特別会計条例（秋田県条例第一一号）

1 公債費に関する経理の一層の明確化を図るため、秋田県公債費管理特別会計を設置することとした。（第一条関係）

2 この会計においては、一般会計繰入金及び県債をもつてその歳入とし、県債の償還金及び利子その他の諸支出をもつてその歳出とすることとした。（第二条関係）

3 施行期日

この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一二号）

1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料（第一条関係）

2 狩猟免許の申請等に係る手数料の額を次のとおり引き下げるのこととした。  
(一件につき)

区分	改正前	改正後
狩猟免許の申請	四、〇〇〇円	三、九〇〇円
既に狩猟免許を受けている者等		

狩獵免許の更新の申請 請	火薬類取締法関係手数料（第一七条関係）	五、三〇〇円
狩獵者の登録の申請	一、一〇〇円	一、〇〇〇円
高圧ガス保安法関係手数料（第一九条関係）	二、九〇〇円	二、八〇〇円
製造保安責任者試験の出願等に係る手数料の額を次 とおり引き下げる」ととした。 (一件につき)	一、九〇〇円	一、八〇〇円
区分	改正前	改正後
製造保安責任者試験の 受験の出願		
乙種化学責任者免状 に係るもの (電子申請の場合)	一〇、〇〇〇円 (九、五〇〇円)	九、〇〇〇円 (八、五〇〇円)
丙種化学責任者免状 に係るもの (電子申請の場合)	九、四〇〇円 (八、九〇〇円)	八、四〇〇円 (七、九〇〇円)
乙種機械責任者免狀 に係るもの (電子申請の場合)	一〇、〇〇〇円 (九、五〇〇円)	九、〇〇〇円 (八、五〇〇円)
第二種冷凍機械責任 者免狀に係るもの (電子申請の場合)	一〇、〇〇〇円 (九、五〇〇円)	九、〇〇〇円 (八、五〇〇円)
第三種冷凍機械責任 者免狀に係るもの (電子申請の場合)		

丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の受験の出願に係る手数料の額を一件につき一七、〇〇〇円（現行一一、〇〇〇円）に引き上げることとした。

高压ガス保安法関係手数料（第一九条関係）

製造保安責任者試験の受験の出願等に係る手数料の額を次のとおり引き下げることとした。

販売主任者試験の受験の出願	第一種販売主任者免状に係るもの (電子申請の場合)	第二種販売主任者免状に係るもの (電子申請の場合)
（八、九〇〇円）	八、五〇〇円 (八、〇〇〇円)	六、七〇〇円 (六、二〇〇円)
（七、九〇〇円）	七、六〇〇円 (七、一〇〇円)	六、〇〇〇円 (五、五〇〇円)

- |   |
|---|
| <p>4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料（第二〇条関係）</p> <p>液化石油ガス設備士試験の受験の出願に係る手数料の額を一<br/>件につき二〇、七〇〇円（現行二三、〇〇〇円）（電子申請の<br/>場合にあっては、二〇、二〇〇円（現行二一、五〇〇円））に<br/>引き下げることとした。</p>   |
| <p>5 職業能力開発促進法関係手数料（第二一条関係）</p> <p>技能検定試験のうち実技試験の受験の出願に係る手数料の上<br/>限額を一件につき六、五〇〇円（現行一五、七〇〇円）に引<br/>き上げることとした。</p>   |
| <p>6 建築士法関係手数料（第二五条関係）</p> <p>二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の出願に係る手数<br/>料の額を一件につき一六、九〇〇円（現行一五、一〇〇円）に<br/>引き上げることとした。</p>  |
| <p>7 施行期日</p> <p>この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。<br/>ただし、一は、同月一六日から施行することとした。</p>  |
| <p>◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例<br/>(秋田県条例第一三号)</p> <p>1 安全安心パッケージの名称を生活・安全安心パッケージに改<br/>めることとした。（第一一条関係）</p> <p>2 権限移譲対象事務に旅券の発給の事務を加えることとした。<br/>(第一二一条及び別表第七二の三の二関係)</p> <p>3 その他所要の規定の整理を行うこととした。<br/>(第一二条等)</p> <p>4 この条例は、平成二年一〇月一日から施行することとし<br/>て、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者等につい</p> |
| <p>5 県統計調査に係る統計調査員について定めることとした。</p> <p>（第五条関係）</p>  |
| <p>6 県基幹統計調査に係る立入検査等について定めることとし<br/>た。（第六条関係）</p>   |
| <p>7 県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止について定めること<br/>とした。（第七条関係）</p>  |
| <p>8 県統計調査に係る協力の要請について定めることとした。<br/>(第八条関係)</p>   |
| <p>9 県統計調査の結果の公表について定めることとした。（第九<br/>条関係）</p>   |
| <p>10 調査票情報の二次利用について定めることとした。（第一〇<br/>条関係）</p>  |
| <p>11 調査票情報の提供について定めることとした。（第一一条関<br/>係）</p>  |
| <p>12 調査票情報の提供を受けた者による当該調査票情報の適正な<br/>管理について定めることとした。（第二十二条関係）</p>  |
| <p>13 調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等について定めるこ<br/>ととした。（第一三条関係）</p>   |
| <p>14 この条例の規定に基づき実施機関が規則又は規程を制定し、<br/>又は改廃する場合においては、所要の経過措置を定めることができ<br/>ることとした。（第一四条関係）</p>  |
| <p>15 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が規則又は規<br/>程で定めることとした。（第一五条関係）</p>   |
| <p>16 県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような<br/>表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告とし<br/>て、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者等につい</p>   |

て、罰則を定めることとした。(第一六条・第一九条関係)

17 施行期日等

(一) この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

(二) 秋田県個人情報保護条例(平成二年秋田県条例第一三八号)について所要の規定の整理を行うこととした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一九号)

1 (秋田県条例第一五号)引用している介護保険法(平成九年法律第二二三号)の条項を改めることとした。(第三条及び別表関係)

2 施行期日  
この条例は、平成二年五月一日から施行することとした。

◇秋田県介護保険法安定化基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一六号)

1 平成二年度から平成二三年度までの市町村から徴収する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を零(現行一〇〇分の一)とすることとした。(第七条関係)

2 施行期日  
この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇秋田県介護保険法安定化基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一六号)

1 平成二年度から平成二三年度までの市町村から徴収する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を零(現行一〇〇分の一)とすることとした。(第七条関係)

2 施行期日  
この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例(平成一八年秋田県条例第一八号)を廃止することとした。

1 秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例(平成一八年秋田県条例第一八号)を廃止することとした。

(一) この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一八号)

1 引用している次世代育成支援対策推進法(平成一五年法律第一二〇号)の条項を改めることとした。(第二〇条関係)

2 施行期日  
この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

3 利用料金の承認に関する手続について定めることとした。

◇秋田県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一九号)

1 薬事法(昭和三五年法律第一四五号)第二六条第三項ただし書の規定による医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可の申請に係る手数料の額を削ることとした。(別表関係)

2 薬事法施行令(昭和三六年政令第一一号)第四十五条第一項の規定による許可証の書換え交付の申請に係る手数料から医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可証の書換え交付の申請に係る手数料を除くこととした。(別表関係)

3 薬事法施行令第四六条第一項の規定による許可証の再交付の申請に係る手数料から医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可証の再交付の申請に係る手数料を除くこととした。(別表関係)

4 施行期日等  
(一) この条例は、平成二年六月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計条例(秋田県条例第二〇号)

1 地方独立行政法人秋田県立病院機構が行う事業用施設等の設置又は整備、医療機器の整備等に要する資金として県が貸し付ける資金の経理の適正を図るため、地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計を設置することとした。

(一) 道路法施行令(昭和二七年政令第四七九号)第七条第八号に掲げる応急仮設建築物に係る占用料の額を定めるとともに、占用料を減免することができる占用物件に当該建築物を加える。

(二) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設等に係る占用料について、管の外径による区分を九区分(現行六区分)に改めるとともに、占用料の額を引き下げる。

(三) 地下街、地下室その他これらに類する施設等に係る占用料であつて近傍類似の土地の時価に一定の率を乗じて占用料を算定するものについて、当該乗じる一定の率を引き上げる。

(四) (一)(二)(三)以外の占用物件に係る占用料の額を引き下げる。

2 この会計においては、県債、貸付金の償還金その他の諸收入をもつてその歳入とし、貸付金、県債の償還金及び利子その他の諸支出をもつてその歳出とすることとした。(第二条関係)

3 施行期日  
この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇秋田県宮自然公園施設条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一二号)

1 秋田県営玉川園地駐車場を使用する者から使用料を徴収することとし、その額を二〇〇円とするとした。(第五条及び別表関係)

2 秋田県営玉川園地駐車場の指定管理者は、同駐車場を使用する者から利用料金を自己の収入として收受することとした。

(一) この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県空港管理条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一二三号)

1 停留料を徴収しない停留時間を三時間未満(現行六時間未満)とすることとした。(第一七条関係)

2 許可を受けて空港内の土地等を使用する者から使用料を徴収する場合の所要の読み替え規定をおくこととした。(第一八条)

4 (第一三条関係)  
指定管理者者は、特別の理由があると認めたときは、利用料金を減免することができるとした。(第一四条関係)

5 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、一定の場合を除き、還付することができないこととした。(第一五条関係)

6 その他所要の規定の整理を行うこととした。

7 施行期日等  
(一) この条例は、平成二年七月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一二二号)

1 道路の占用料について、次のとおりとするとした。(第三条及び別表関係)

(一) 道路法施行令(昭和二七年政令第四七九号)第七条第八号に掲げる応急仮設建築物に係る占用料の額を定めるとともに、占用料を減免することができる占用物件に当該建築物を加える。

(二) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設等に係る占用料について、管の外径による区分を九区分(現行六区分)に改めるとともに、占用料の額を引き下げる。

(三) 地下街、地下室その他これらに類する施設等に係る占用料であつて近傍類似の土地の時価に一定の率を乗じて占用料を算定するものについて、当該乗じる一定の率を引き上げる。

(四) (一)(二)(三)以外の占用物件に係る占用料の額を引き下げる。

2 引用している道路法施行令の条項を改めることとした。(別表関係)

3 その他所要の規定の整理を行うこととした。

4 施行期日  
この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇秋田県空港管理条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一二三号)

1 停留料を徴収しない停留時間を三時間未満(現行六時間未満)とすることとした。(第一七条関係)

2 許可を受けて空港内の土地等を使用する者から使用料を徴収する場合の所要の読み替え規定をおくこととした。(第一八条)

# 秋田県公報

号外第1号

(関係)

- 3 その他所要の規定の整理を行うこととした。

4 施行期日等

- (一) この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

(第二条関係)

- この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
(秋田県条例第二六号)

- (一) 引用している学校給食法(昭和二九年法律第一六〇号)の条項を改めることとした。(第二条関係)

2 義務教育等教員特別手当の月額の支給限度額を一五、九〇〇円(現行二〇、二〇〇円)に引き下げるのこととした。(第二条関係)

- 3 その他所要の規定の整備を行ふこととした。

4 施行期日

- この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。
- 1 別表に定めるところにより計算した額が一〇〇円に満たない場合は、使用料の額は一〇〇円とするとした。ただし、許可をした使用の期間(以下「使用期間」という)が二以上の年以内にわたる場合においては、各年度ごとに同表に定めるところにより計算した額(その額が一〇〇円に満たない場合には、一〇〇円)の合計額とするとした。(第二条関係)

- 2 使用料は、使用の許可をした日から一月以内に納入通知書により一括して徴収することとした。ただし、使用期間が翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を四月三〇日までに徴収することとした。(第四条関係)

- ◇義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例  
(秋田県条例第二七号)
- 1 次のとおり教員特殊業務手当の日額を引き上げることとした。(第七条関係)

業務の区分	改正前	改正後	区分	手数料の額 (一件につき)
非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務	三、二〇〇円	六、四〇〇円	三、三〇〇円	
救急業務及び補導業務	三、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一、七〇〇円	
修学旅行等引率指導業務及び対外運動競技等引率指導業務	一、七〇〇円	三、四〇〇円	一、三〇〇円	
入学試験監督等の業務	九〇〇円	一、八〇〇円	一、七〇〇円	三、三〇〇円

この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例  
(秋田県条例第二八号)

- 1 教育職員免許法(昭和二四年法律第一四七号。以下「法」という。)第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請等に係る手数料を徴収することとし、その額を次のとおりとするとした。

平成21年3月19日(木曜日)

- ◇秋田県土地開発基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二五号)
- 1 秋田県土地開発基金の額を一、一三一、四七一、〇〇〇円(現行二、三三一、四七二、〇〇〇円)とすることとした。

2 施行期日

改正法附則第二条第四項の規定による修正の確認の申請	改正法附則第二条第五項の規定による免許状更新講習を受ける必要がない者の認定の申請	改正法附則第二条第四項の規定による修正の確認期限の延期の申請	改正法附則第二条第五項の規定による免許状更新講習を受ける必要がない者の認定の申請
一、二〇〇円 (四時間程度)	一、五〇〇円 (六時間程度)	二、四〇〇円 (四時間程度)	三、三〇〇円

3 2

その他所要の規定の整備を行うこととした。

施行期日

この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第三〇号）

例（第二十九号）

- 1 引用している学校給食法（昭和二九年法律第一六〇号）の条項を改めることとした。（第一条関係）
- 2 学校職員の定数を次のとおりとすることとした。（第一条）

第三条関係

共同調理場	栄養職員及び学校	事務職員	栄養教諭及び学校	栄養職員	養護教員	教員	公立中学校	公立小学校	区分			職員の定数（単位：人）
									校長及び教員	事務職員	栄養教諭及び学校	
八三	八三	一三四	二	一三六	二、二九八	二七四	三〇	三、七三〇	二六八	二五六八	二六三	三、六三九
八三	八三	一三五	二	一三三	二、二五六	二六三	二八	△一〇	△一〇	△二一	△四二	△九一
○	○	一	○	△三	△四二	△二一	△二	△九一	△九一	△二	△二	△二

計	県立学校								県立特別支援学校			県立高等学校		
	県立学校				県立高等学校				制通		定期		全日	
	学校	養護	県立	学校	養護	県立	学校	盲	教員及び	教員	校長、教員	実習助手及び	校長、教員	その他の職員
一〇、五九九	七一	八三四	三三	九五	一	三	九	一	一	三	九	一一	一一	二、三五九
一〇、三九三	七二	八四四	三二	九七	一	一七	九	一	一七	九	一五	一〇六	一〇六	二、三〇四
△二一〇六	一	一〇	○	二	○	△五	○	○	△五	○	四	△五	△五	△五五

2	この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。								3			この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。			
	◇秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例（秋田県条例第三一号）								2			この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。（第七条関係）			
◇秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	施行期日	この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。	この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。	この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。											
計	警察官以外の職員	警部補及び巡査部長	巡査	警部	警視	区分	改正前	改正後	増減	計	三八八	五七六	一七九	八八	八八
	二、三三一	三八八	五七六	一、一〇〇	一八〇	一七九	八八	八八	△一〇〇	二、三三一	三八八	五七九	一八〇	一八〇	一八〇
	二、三三九	三八八	五七九	一、一〇四	一〇四	一	○	○	△一〇四	二、三三九	三八八	三	四	四	△一〇四
	八	○	三	四	一	○	△一〇四	△一〇四	△一〇四	八	○	三	四	四	△一〇四

(秋田県条例第三二二号)

- 1 認知機能検査員講習を受けようとする者から手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。(第一三條関係)
- 2 認知機能検査を受けようとする者から手数料を徴収することとし、その額を定めるとともに、当該検査の結果に基づき行われる高齢者講習の手数料に関する規定について所要の整備を行うこととした。(第一四條関係)
- 3 自動車運転代行業の認定の申請に係る手数料の額を引き下げることとした。(第一七條関係)
- 4 施行期日  
この条例は、平成二一年四月一日から施行することとした。  
ただし、2は、同年六月一日から施行することとした。

条

例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県公債費管理特別会計条例
- 三 秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 四 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 五 秋田県統計調査条例
- 六 秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 七 秋田県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 八 秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例を廃止する条例
- 九 秋田県子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例
- 十 秋田県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 十一 地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計条例
- 十二 秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例
- 十三 秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 十四 秋田県空港管理条例の一部を改正する条例
- 十五 秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 十六 秋田県土地開発基金条例の一部を改正する条例
- 十七 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 十八 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 十九 秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 二十 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 二十一 秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例
- 二十二 秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例

## 二十三 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺田典城

## 秋田県条例第十号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第一号中「三十万六千九百円」を「四十一万九百円」に改める。

第十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第二十三条の三の四第二項中「三万二百円」を「一万五千九百円」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 秋田県条例第十一号

秋田県公債費管理特別会計条例

（設置）

第一条 公債費に関する経理の一層の明確化を図るため、秋田県公債費管理特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第二条 この会計においては、一般会計繰入金及び県債をもつてその歳入とし、県債の償還金及び利子その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 秋田県条例第十二号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号イ中「四千円」を「三千九百円」に改め、同号ロ中「五千三百円」を「五千二百円」に改め、同条第三号中「二千九百円」を「二千八百円」に改め、同条第四号中「千九百円」を「千八百円」に改める。

第十七条第一項第十一号中「二万二千円」を「一万七千円」に改める。

第十九条第一項第十四号イ中「一万円」を「九千円」に、「九千五百円」を「八千五百円」に改め、同号ロ中「九千四百円」を「八千四百円」に、「八千五百円」を「八千五百円」に改め、同号ホ中「九千四百円」を「八千四百円」に、「八千九百円」を「七千九百円」に改め、同項第十五号イ中「八千五百円」を「七千六百円」に、「八千円」を「七千百円」に改め、同号ロ中「六千七百円」を「六千円」に、「六千二百円」を「五千五百円」に改める。

第二十条第一項第二十号中「三万三千円」を「二万七百円」に、「二万二千五百円」を「二万二百円」に改める。

第二十一条第一項第四号イ中「一万五千七百円」を「一万六千五百円」に改める。

第二十五条第一項第二号中「一万五千百円」を「一万六千九百円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、同月十六日から施行する。

#### 秋田県条例第十三号

##### 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（生活・安全安心パッケージ）」に改め、同条中「安全安心パッケージ」を「生活・安全安心パッケージ」に改め、同条の表中十七の項を十八の項とし、一の項から十六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表に一の項として次の一項を加える。

#### 一 旅券の発給

#### 別表第七十二の二の二

別表第十九第一号中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同表第二号中「第二十九条第六項」を「第二十九条第七項」に改め、同表第三号中「第二十九条第八項」を「第二十九条第九項」に改め、同表第四号中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十項」に改める。

別表第二十第八号及び別表第二十一第七号中「第一百十五条の二十九第六項」を「第一百十五条の三十五第六項」に改める。

別表第二十一の二第三号中「第一百十五条の七第一項」を「第一百十五条の八第一項」に改め、同表第四号中「第一百十五条の八第一項」を「第一百十五条の九第一項」に改め、同表第五号中「第一百十五条の九」を「第一百十五条の十」に改め、同表第六号中「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十一」に改め、

同表第七号中「第一百十五条の二十九第六項」を「第一百十五条の三十五第六項」に改める。

別表第七十二の三の次に次の二表を加える。

別表第七十二の三の二(第十一条関係)

権限移譲対象事務	市町村	対象市町村
<p>一 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この表において「法」という。）第三条第一項本文の規定による一般旅券の発給の申請の受理</p> <p>二 法第三条第二項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認</p> <p>三 法第三条第二項第二号の規定による申請者の身分上の事実が明らかである旨の認定</p> <p>四 法第三条第三項の規定による申請者が人違いでないこと等の確認及び当該確認のための書類の提示等の要求</p> <p>五 法第八条第一項本文（法第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付</p> <p>六 法第八条第三項の規定による申請者の出頭を求めることがなく行う一般旅券の交付</p> <p>七 法第十条第一項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理</p> <p>八 法第十二条第一項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理</p> <p>九 法第十七条第一項本文の規定による一般旅券の紛失等の届出の受理</p> <p>十 法第十七条第三項の規定による届出者が人違いでないこと等の確認及び当該確認のための書類の提示等の要求</p> <p>十一 法第十九条第五項の規定による一般旅券の返納の受理</p> <p>十二 法第十九条第六項の規定による返納を受けた一般旅券の消印等</p> <p>十三 旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号。以下この表において「省令」という。）第三条第一項の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理</p> <p>十四 省令第三条第二項の規定による出頭した者が申請者の指定した者であるとの確認及び当該確認のための書類の提示等の要求</p> <p>十五 省令第七条第五項の規定による出頭した者の身分上の確認及び当該確認のための書類等の提示等の要求（第六号に掲げる一般旅券の交付に係るものに限る。）</p>		

備考 この表に定める権限移譲対象事務は、同表に掲げる事務のうち急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものとす。

- 1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、別表第十九、別表第二十、別表第二十一及び別表第二十一の二の改正規定は、同年五月一日から施行する。

### 附 則

2 この条例の施行により新たに市町村への権限移譲の推進に関する条例第三条の権限移譲対象事務となる事務に係る同条例第十二条の規定による協議又は告示その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

### 秋田県条例第十四号

#### 秋田県統計調査条例

秋田県統計調査条例（昭和二十五年秋田県条例第七号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及びその結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 県統計調査 実施機関が統計（一定の条件で定められた集団に関する事実を数量的に把握したもの）の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(一) 実施機関がその内部において行うもの

(二) 法及びこれに基づく命令以外の法律又は命令において、実施機関、市町村又は県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）に対し、報告を求めることが規定されているもの

(三) 法第二条第一項に規定する行政機関（以下「行政機関」という。）から委託を受けて行うもの

(四) 公安委員会又は警察本部長が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十六条第二項の規定による責務を遂行するために行う事務に関するもの

二 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

三 県基幹統計調査 県統計調査のうち県の主要な政策を企画立案し、又はこれを実施する上で特に重要なものとして実施機関が指定するものをいう。

四 調査票情報 県統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

## (県基幹統計調査の指定等の告示)

**第三条** 実施機関は、前条第一項第二号の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。これを変更し、又は解除したときも同様とする。

- 2** 実施機関は、県基幹統計調査を行おうとするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。
- 一 調査の名称及び目的
  - 二 調査対象の範囲
  - 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
  - 四 報告を求める者
  - 五 報告を求めるために用いる方法
  - 六 報告を求める期間
  - 七 集計事項
  - 八 調査結果の公表の方法及び期日  
(報告義務)

**第四条** 実施機関は、県基幹統計調査を行う場合には、当該県基幹統計調査の目的を達成するために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

- 2** 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

**3** 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(統計調査員)

**第五条** 実施機関は、県統計調査を行うため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

- 2** 統計調査員は、実施機関の指揮監督を受け、調査票の配布、取集その他県統計調査の実施に関する事務に従事する。

(立入検査等)

**第六条** 実施機関は、その行う県基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは

関係者に質問させることができる。

**2** 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

**3**

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)

**第七条** 何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに對する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

## (協力の要請)

**第八条** 実施機関は、県統計調査を円滑に行うため必要があると認めるときは、他の実施機関その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

## (結果の公表)

**第九条** 実施機関は、県統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

## (調査票情報の二次利用)

**第十条** 実施機関は、次に掲げる場合には、その行つた県統計調査に係る調査票情報を当該県統計調査の目的である統計の作成以外の目的のために利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

## (調査票情報の提供)

**第十一条** 実施機関は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行つた県統計調査に係る調査票情報をこれらの方に提供することができる。

- 一 他の実施機関、行政機関、他の地方公共団体、県が設立した地方独立行政法人その他これに準ずる者として実施機関が規則又は規程（以下「規則等」という。）で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として実施機関が規則等で定めるものを行う者 当該規則等で定める統計の作成等

## (調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

**第十二条** 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 1 第十一条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は当該者の業務に従事する者若しくは従事していた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
- 2 第十一条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

第十四条 この条例の規定に基づき実施機関が規則等を制定し、又は改廃する場合においては、その規則等で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。  
(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が規則等で定める。

(罰則)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 1 第七条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに對する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取り扱った者
- 2 第十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- 3 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第十七条 第十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 1 第四条に規定する県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

二 県基幹統計調査に関する業務に従事する者で当該県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

**第十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- 二 第六条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(秋田県個人情報保護条例の一部改正)

- 2 秋田県個人情報保護条例（平成十二年秋田県条例第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第二号を次のように改める。

- 2 秋田県統計調査条例（平成二十一年秋田県条例第十四号）第二条第一号に規定する県統計調査によつて集められた個人情報

(経過措置)

- 3 この条例による改正前の秋田県統計調査条例の規定に基づいて行つた統計調査によつて集められた調査票に記録されている情報は、この条例による

改正後の秋田県統計調査条例第二条第四号に規定する調査票情報とみなす。

- 4 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**秋田県条例第十五号**

**秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例**

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

- 1 第三条第四項中「第一百十五条の三十第一項」を「第一百十五条の三十六第一項」に、「第一百十五条の三十六第一項」を「第一百十五条の四十二第一項」に改め、同条第五項中「第一百十五条の二十九第一項」を「第一百十五条の三十五第一項」に改める。

- 2 別表第十五号中「第一百十五条の二十九第二項」を「第一百十五条の三十五第二項」に改め、同表第十六号中「第一百十五条の二十九第三項」を「第一百十五

**附 則**

この条例は、平成二十一年五月一日から施行する。

### 秋田県条例第十六号

秋田県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

秋田県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年秋田県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「千分の一」を「零」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 秋田県条例第十七号

秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例を廃止する条例

秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例（平成十八年秋田県条例第十八号）は、廃止する。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この条例による廃止前の秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例（以下「旧条例」という。）第四条の規定によりすこやか奨学金の貸与を受けた者で同奨学金の返還を終了していないものについては、旧条例第五条から第八条までの規定は、なおその効力を有する。

### 秋田県条例第十八号

秋田県子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

秋田県子ども・子育て支援条例（平成十八年秋田県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第三項」を「第四項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 秋田県条例第十九号

秋田県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県薬事法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項から十二の項までを一項ずつ繰り上げ、同表十三の項中「医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削り、同項を同表十二の項とし、同表十四の項中「医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削り、同項を同表十三の項とし、同表中十五の項を十四の項とし、十六の項から三十二の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

1 この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。

2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による改正前の薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第四十五条又は第四十六条の規定による医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付又は再交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

秋田県条例第二十号

地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計条例

（設置）

**第一条** 地方独立行政法人秋田県立病院機構が行う事業用施設等の設置又は整備、医療機器の整備等に要する資金として県が貸し付ける資金の経理の適正を図るため、地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

**第二条** この会計においては、県債、貸付金の償還金その他の諸収入をもつてその歳入とし、貸付金、県債の償還金及び利子その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十一号

秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例

秋田県営自然公園施設条例（昭和五十三年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次条」の下に「から第六条まで、第八条」を加える。

第五条第一項中「（秋田県営祓川山荘及び秋田県営鉢立山荘に限る。次項、次条及び第八条において同じ。）」を削る。

第十二条を第十六条とし、第十一条の次に次の四条を加える。

(利用料金の收受)

**第十二条** 第九条の規定により秋田県営玉川園地駐車場の管理を指定管理者を行わせる場合は、指定管理者は、秋田県営玉川園地駐車場を使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第五条から第八条までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

**第十三条** 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

**2** 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 別表の規定を基準として定められていること。

二 第十条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

**3** 知事は、第一項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公告するものとする。

**4** 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を秋田県営玉川園地駐車場において公衆の見やすいように掲示しておかなければならぬ。

(利用料金の減免)

**第十四条** 指定管理者は、特別の理由があると認められたときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

**第十五条** 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により秋田県営玉川園地駐車場を使用することができなくなつた場合その他特に必要があると認めめた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

別表中「第五条」の下に「、第十三条」を加え、同表祓川山荘の項中「祓川山荘」を「秋田県営祓川山荘」に改め、同表鉢立山荘の項中「鉢立山荘」を「秋田県営鉢立山荘」に改め、同表に次のように加える。

秋田県営玉川園地駐車場

車両（軽車両を除く。）一台につき一回

100円

## 附 則

- 1 この条例は、平成二十一年七月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県営自然公園施設条例第十三条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 秋田県条例第二十二号

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県道路占用料徴収条例（昭和四十三年秋田県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七条第八号に掲げる応急仮設建築物

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表  
(第二条関係)

		占用料		所在地
		単位	占用物件	
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第一種電柱 第二種電柱 第三種電柱	一本につき一年	六三〇 九七〇 八二〇	市
				町村
五六〇	一、三〇〇	九七〇	五三〇	
四八〇	一、一〇〇	八二〇		

第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	郵便差出箱及び信書便差出箱	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	地上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	長さ一メートルにつき一年
外径が○・一五メートル以上○・二メートル未満のもの	外径が○・一メートル以上○・一五メートル未満のもの	外径が○・〇七メートル以上○・一メートル未満のもの	外径が○・〇七メートル未満のもの	その他のもの	広告塔	その他	郵便差出箱及び信書便差出箱	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	地上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	長さ一メートルにつき一年
六七	五一	三四	二四	長さ一メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	五五〇
五七	四三	二九	二〇	外径が○・一五メートル以上○・二メートル未満のもの	外径が○・一メートル以上○・一五メートル未満のもの	外径が○・〇七メートル以上○・一メートル未満のもの	外径が○・〇七メートル未満のもの	その他のもの	広告塔	郵便差出箱及び信書便差出箱	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所

法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けられるもの	その他のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	地下街及び地下室	階数が二のもの	階数が一のもの	法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第二号及び第四号に掲げる施設	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの
二〇〇	二〇	一〇〇	九五〇	三一〇	五六〇	六〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇	六七〇	九五〇	五七〇	二九〇
占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 月	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 日											
八六	一二〇	一〇〇	九五〇	三一〇	五六〇	六〇〇	一、〇〇〇	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	三四〇	二九〇	二一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一三〇	二四〇	二二〇

令第七条第一号  
に掲げる物件

看板(アーチであるも  
のを除く。)

一時的に設けるもの  
その他のもの

表示面積一平方メートルにつき一月  
二〇〇

二、〇〇〇

一、〇〇〇

一〇〇

標識

一本につき一年  
九〇〇

九〇〇

七六〇

旗、さお

一本につき一日  
一〇

一〇

一〇

祭礼、縁日その他の  
催しに際し、一時的  
に設けるもの

一本につき一月  
二〇〇

二〇〇

一〇〇

その他もの

一本につき一月  
一〇〇

一〇〇

一〇〇

幕(令第七条第二号に  
掲げる工事用施設であ  
るもの)を除く。)

その面積一平方メートルにつき一日  
一〇〇

一〇〇

一〇〇

祭礼、縁日その他の  
催しに際し、一時的  
に設けるもの

その面積一平方メートルにつき一日  
一〇〇

一〇〇

一〇〇

その他もの

その面積一平方メートルにつき一日  
一〇〇

一〇〇

一〇〇

アーチ

その面積一平方メートルにつき一日  
一〇〇

一〇〇

一〇〇

車道を横断するもの

その面積一平方メートルにつき一日  
一〇〇

一〇〇

一〇〇

その他もの

その面積一平方メートルにつき一日  
一〇〇

一〇〇

一〇〇

アーチ

その面積一平方メートルにつき一日  
一〇〇

一〇〇

一〇〇

令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事  
用材料

占用面積一平方メートルにつき一月  
一基につき一月

一〇〇

一〇〇

令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設

占用面積一平方メートルにつき一月  
一基につき一月

一〇〇

一〇〇

令第七条第六号  
に掲げる施設並  
びに同条第七号  
に掲げる施設及  
び自動車駐車場

占用面積一平方メートルにつき一年  
一年につき一月

一〇〇

一〇〇

建築物  
その他のもの

その他のもの

一〇〇

一〇〇

び自動車駐車場

その他のもの

一〇〇

一〇〇

Aに〇・〇一乗  
じて得た額

Aに〇・〇一三乗  
じて得た額

Aに〇・〇一四乗  
じて得た額

Aに〇・〇一八乗  
じて得た額

一〇〇

九五

一〇〇

五一〇

一〇〇

令第七条第八号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに○・○一四を乗じて得た額
令第七条第九号に掲げる器具	その他のもの	Aに○・○二五を乗じて得た額
令第七条第十号及び第十一号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに○・○一八を乗じて得た額
その他のもの		Aに○・○二五を乗じて得た額
		Aに○・○一四を乗じて得た額

別表の備考第三号及び備考第四号中「とは、」を「とは」に改め、同表の備考第七号中「第七条第九号及び第十号」を「第七条第十号及び第十一号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表の備考第三号、備考第四号及び備考第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 秋田県条例第二十三号

##### 秋田県空港管理条例の一部を改正する条例

秋田県空港管理条例（昭和五十六年秋田県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「六時間」を「三時間」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 第十条第一項の規定により土地等を使用する者から使用料を徴収する場合における秋田県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年秋田県条例第三十四号）の規定の適用については、同条例別表中「一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の四を乗じて得た額」とあるのは、「一八〇円」とする。

第十九条第一項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第二十条の見出し中「使用料」を「着陸料等」に改め、同条中「及び土地使用料」を削る。

第二十一条中「土地使用料」を削る。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした秋田県空港管理条例第十条第一項の規定による土地の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 秋田県条例第二十四号

秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年秋田県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「者」の下に「（以下「使用者」という。）」を加える。

第二条中「算出した額」を「計算した額（その額が百円に満たない場合にあっては、百円）」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、許可をした使用の期間（以下「使用期間」という。）が二以上の年度にわたる場合においては、各年度ごとに同表に定めるところにより計算した額（その額が百円に満たない場合にあっては、百円）の合計額とする。

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

#### （使用料の徴収方法）

第四条 使用料は、使用の許可をした日から一月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、使用期間が翌年度以降である場合又は

翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

#### （使用料の不還付）

第五条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、地方自治法第二百三十八条の四第九項の規定により行政財産を公用若しくは公共用に供するために使用の許可を取り消した場合又は使用者の責めに帰することができないと知事が認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

#### 別表（第二条関係）

使用料の額

年長さ一メートルにつき一

		市		町村		所在地	
		六三〇円	九七〇円	一、三〇〇円	一、二〇〇円	八二〇円	五三〇円
六七円	五一円	三四円	二四円	三円	六円	九〇〇円	五六円
五七円	四三円	二九円	二〇円	三円	五円	七六〇円	四八円

外径が○・二メートル以上○・三メートル未満のもの								一〇〇円	八六円
外径が○・三メートル以上○・四メートル未満のもの								一三〇円	一一〇円
外径が○・四メートル以上○・七メートル未満のもの								一四〇円	一二〇円
外径が○・七メートル以上一メートル未満のもの								三四〇円	二九〇円
外径が一メートル以上のもの								六七〇円	五七〇円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所								一、一〇〇円	九五〇円
郵便差出箱及び信書便差出箱								四七〇円	四〇〇円
広告塔、看板及びポスター								二、〇〇〇円	一、〇〇〇円
旗ざお								二〇円	一〇円
その他のもの	土地の使用に係るもの							表示面積一平方メートルにつき一年	
建物又は工作物の使用に係るもの								一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の四を乗じて得た額	一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の八・四を乗じて得た額

## 備考

一 所在地とは使用物件の所在地をいい、各年度の初日後に使用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分による。

二 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

三 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三

条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

四 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

五 表示面積とは、広告塔、看板又はポスターの表示部分の面積をいう。

六 使用物件の長さ、表示面積若しくは使用面積が一メートル未満若しくは一平方メートル未満であるときは、当該長さ若しくは面積又は端数を一メートル未満の端数若しくは一平方メートル未満の端数があるときは、当該長さ若しくは面積又は端数を一メートル又は一平方メートルとして計算する。

七 使用料の額が年額で定められている使用物件の使用期間が一年未満であるとき又は使用期間に一年未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る使用料については月割をもつて計算する。ただし、使用期間が一月末満であるときは、使用期間に一月末満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る使用料については日割をもつて計算する。

八 前号の規定にかかわらず、その他のものに係る建物の使用の使用期間が七時間以下であるとき又は使用期間に七時間以下の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る使用料については一時間につき使用期間が一日であるものとして同号の規定により計算した額を八で除して得た額として計算する。この場合において、使用期間が一時間未満であるとき又は使用期間に一時間未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数を一時間として計算する。

九 土地の使用のうち使用期間が一月末満のものに係る使用料の額は、第七号の規定により計算した額に一・〇五を乗じて得た額とする。

十 使用料の額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前にした行政財産の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 秋田県条例第二十五号

秋田県土地開発基金条例の一部を改正する条例

秋田県土地開発基金条例（昭和四十四年秋田県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十三億三千百四十七万二千円」を「十一億三千百四十七万二千円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 秋田県条例第二十六号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五条の二」を「第六条」に改める。

第十五条第三項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第二十四条の二第二項中「三万二百円」を「一万五千九百円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十五条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

### 秋田県条例第二十七号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「三千二百円」を「六千四百円」に改め、同項第二号中「三千円」を「六千円」に改め、同項第三号中「千七百円」を「三千四百円」に改め、同項第四号中「千二百円」を「二千四百円」に、「千五百円」を「三千円」に改め、同項第五号中「九百円」を「千八百円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 秋田県条例第二十八号

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第一百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十六条の二第一項又は第十七条」を「若しくは第二項、第十六条の二第一項若しくは第二項（法第十六条の四第四項及び第十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十六条の四第一項又は第十七条第一項」に改め、同条第二号中「第五条第二項」を「第五条第

三項」に改め、同条第三号中「第五条第五項又は第十七条」を「第五条第六項又は第十七条第一項」に改め、同条第五号中「第六条第一項」の下に「又是第四項」を加え、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号の次に次の二号を加える。

六 法第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請

一件につき 三千三百円

七 法第九条の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請

一件につき 千七百円

第二条に次の五号を加える。

十 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。)附則第二条第二項の規定による免許状更新講習の課程を修了したことの確認の申請

一件につき 三千三百円

十一 改正法附則第二条第三項第三号の規定による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める期間内にあることの確認の申請

一件につき 三千三百円

十二 改正法附則第二条第四項の規定による修了確認期限の延期の申請

一件につき 千七百円

十三 改正法附則第二条第五項の規定による免許状更新講習を受ける必要がない者の認定の申請

一件につき 三千三百円

十四 法第四条に規定する免許状の授与の証明の申請

一件につき 四百円

#### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

#### 秋田県条例第二十九号

##### 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例(昭和三十七年秋田県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条の二」を「第六条」に改め、同条第一号(一)中「三、七三〇人」を「三、六三九人」に改め、同号(二)中「二六八人」を「二五八人」に改め、同号(三)中「三〇人」を「二八人」に改め、同号四中「二七四人」を「二六三人」に改め、同条第二号(一)中「三、二九八人」を「三、二五六人」に改め、同号(二)中「二三六人」を「二三三人」に改め、同号四中「二三四人」を「二三五人」に改める。

第二条第一号(一)中「二、三五九人」を「二、三〇四人」に改め、同号(二)中「二一一人」を「二一五人」に改め、同条第三号(一)中「二二一人」を「二七人」に改める。

第三条第一号(一)中「九五人」を「九七人」に改め、同条第二号(一)中「八三四人」を「八四四人」に改め、同号(二)中「七一人」を「七二人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 秋田県条例第三十号

秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例

秋田県ふるさと村条例（平成五年秋田県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（入場料の徴収）」に改め、同条第一項を次のように改める。

近代美術館の特別展示室（特別の企画に基づく展示を行う展示室をいう。以下同じ。）に入場する者から、別表第一に定めるところにより、入場料を徴収する。ただし、児童、小学校児童、中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生（これらの者に準ずる者を含む。）については、この限りでない。

第七条第二項中「前項」を「前項本文」に、「同項の入館料」を「同項本文の入場料」に、「入館料に」を「入場料（定期券によるものを除く。）に」に改め、「定める」の下に「金額の」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 入場料は、特別展示室への入場の都度徴収する。ただし、定期券による入場料にあつては、これを発行するときに徴収する。

第八条の見出しを「（入場料の減免）」に改め、同条中「入館料又は特別展示室入場料」を「入場料」に改める。

第九条の見出しを「（入場料の不還付）」に改め、同条中「入館料及び特別展示室入場料」を「入場料」に、「入館者」を「入場者」に、「近代美術館に入館する」を「特別展示室に入場する」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 特別展示室の入場料（第七条関係）

区	分	金額（一人につき）
普通料金		八〇〇円を超えない範囲内で知事が定める額
団体料金（二十人以上の団体）		七二〇円を超えない範囲内で知事が定める額
定期券（有効期間一年）		一、五〇〇円を超えない範囲内で知事が定める額

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

### 秋田県条例第三十一号

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例

秋田県警察職員定数条例（昭和二十九年秋田県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二七九人」を「二八〇人」に、「一、一〇〇人」を「一、一〇四人」に、「五七六人」を「五七九人」に、「二、三三一人」を「二、三三九人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

### 秋田県条例第三十二号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）を実施する者に対する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を受けようとする者

第十三条第二項第七号中「六千百五十円」を「五千八百円」（認知機能検査の結果に基づいて受講する場合にあつては、五千三百五十円）に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 認知機能検査員講習の受講

三十分钟につき 三百五十円

第十四条第一項中第十三号を第十六号とし、第六号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、第五号の二を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 認知機能検査 認知機能検査手数料

第十四条第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の二を第二号とする。

第十四条第二項の表経由手数料の項の次に次のように加える。

第十四条第二項の表講習手数料の項中「講習一時間につき一千五十円」を「五千八百円（当該講習が認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、五千三百五十円）」に、「講習一時間につき千五百円」を「二千三百五十円」に改める。

第十七条第二項第一号中「一万六千円」を「一万三千円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十三条第二項第七号の改正規定（同号を同項第八号とする部分を除く。）並びに第十四条第一項及び第二項の改正規定は、同年六月一日から施行する。
- 2 平成二十一年六月一日までの間におけるこの条例による改正後の秋田県公安委員会関係手数料徴収条例第十三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）による改正後の法」とする。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原雄  
電話(022)6876-6666  
FAX(022)6876-6666  
E-mailnatsubara@matsubara-natsu.co.jp